

## 令和6年度 第1回大津市バリアフリー推進協議会 議事録

日時:令和6年5月29日(水)13時30分～

場所:大津市役所 新館2階 災害対策本部室

### 1 開会(事務局)

### 2 あいさつ(座長)

本協議会では、高齢者や障害をお持ちの方をはじめとして、移動に支障を感じる方々が安全かつ制約を感じることなく市民生活を送ることができるよう、関係の機関が相互に連携しながら、平成23年3月に策定されました「大津市バリアフリー基本構想」に基づき事業の進捗を図っております。

今回の協議会では、令和7年度の始期を目標とする、次期大津市バリアフリー促進方針及び基本構想につきまして、前回までの協議会で議論いただいた内容を踏まえて、移動等円滑化促進地区と重点整備地区の設定について説明をいただいた後、皆様からご意見をいただければと思っております。

それぞれのお立場から、地域におけるバリアフリーをめぐる課題について共有いただき、本協議会として総括しながら、解決に向けて協議を深め、課題解決に向けた提案ができればと思っております。

皆様方におかれましては、本日の会議が実り多いものとなりますよう、積極的にご発言いただきますとともに、円滑な進行に協力賜りますようお願い申し上げます。

### 3 議題

【議題(1)バリアフリーに関する法整備と本市の取組について】

【議題(2)現行の基本構想における重点整備地区の事業進捗について】

【議題(3)特定事業の整備状況の課題と次期基本構想への反映について】

【議題(4)次期基本構想等(移動等円滑化促進方針と基本構想)の構成と基本理念・基本方針について】

【議題(5)移動等円滑化促進地区(案)の選定について】

座長 :議題(1)から(5)につきまして、説明をお願いします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 :議題(1)から(5)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

座長 :最後の促進地区(案)の選定について、いくつかエリアが挙がっているが、これは前回の協議会で確定というわけではなくて、あくまで現段階の案としてこのエリアが挙がっているという理解でよいか。

事務局:前回の協議会のとおり、駅を中心として促進地区を指定するため、乗降客数3000人以上、上下移動を要する駅を選定した上で、さらに9項目の評価をもって、この7地区を選定している。今後は、この選定したエリアにおいて、どの範囲で地区設定をするのか、生活関連経路、生活関連施設をどう設定するのかという検討になる。

座長 :7地区については一応これで確定とし、具体的なエリアはこれからということか。

事務局:そのとおりである

#### 【議題(6)移動等円滑化促進地区と重点整備地区の設定について】

座長 :議題(6)につきまして、説明をお願いいたします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 :議題(6)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

委員 :規格外のブロックの改修とあるが、どのようなブロックが規格外になるのか。

事務局:誘導ブロックにつきましてはJIS規格でその規格がしっかりと定められている。場所によってはJIS規格に合っていない形状のブロックを設置しているところもあれば、色が修景色になっているところもある。そのようなブロックをJIS規格に合ったものに変えていく必要があるだろうと考えている。

座長 :古いものは今のJIS規格基準に合っていない状況なのか。

事務局:JIS規格も変わってきており、今のJIS規格に合ったものに直していくことを考えている。

委員 :基本的な考え方の中に観光地という項目がない。例えば石山寺などへは多くの観光客

が訪れているが、そのような場所は考慮していないのか。

事務局：当初そのような議論もしていた。点的に人が集まるような集客施設も中心拠点になるのではないかという議論をしていた中で、観光も含め、鉄軌道駅やその周辺の施設を多くの高齢者、障害者等が利用されるであろうという考えのもと、中心となる鉄軌道駅を選定し、その周辺の民間施設、公共施設を生活関連施設として区域設定していく方針で計画を進めている。

座長：さきほどの場所の選定で、利用者数が3000人／日以上としているが、その人数の中に観光客も入っているということか。

事務局：そのとおりである

座長：バリアフリーチェックについていくつか項目が示されたが、それぞれについてチェック項目の統一的な基準があって、10ページの表にある項目をチェックするということか。

事務局：道路等移動円滑化基準に基づき、縦断勾配、横断勾配等のチェック項目を設定している。

委員：県道についても事務局が現地をチェックし、カルテを作成し、その結果に基づいて整備等の協議をするということか。また、バリアフリーの施策を進めるには、各個人がバリアフリーに対する意識を高めていく必要があると考えるが、啓発活動等の、ソフト施策も取り組むのか。

事務局：県道についてもバリアフリーチェックを実施しており、カルテを作成していく。それを基に整備主体である道路管理者と十分協議した後、可能なところから特定事業として設定していくことを現時点で考えている。

市民の協力につきましては(8)で説明するが、改正バリアフリー法では、バリアフリーに関する理解の増進や、定着に向けた施策を記載することとなっているため、事務局として主体的な取組を実行、もしくは他団体との調整等の役割を担っていきたいと考えている。

座長：舗装材の種類によっては、点字ブロックを貼ると剥がれやすい等があると思うが、点字ブロックの傷みが早い、剥がれるのが早い等の舗装材が現地で確認できるのであれば、そのような点もチェックしておく、舗装材の選定に役立つのではないかと。大津

市だけではなく、ほかの地域での事例も活用すると良いと思う。

事務局：今後、現地をチェックする際はそのような点も考慮していく。2ページの右下の写真では、ブロック舗装になっているところに誘導シートを貼っているが、そのまま貼ると剥がれやすいため、黒い舗装をして、その上に誘導シートを貼っていくという工夫もしている。

委員：12ページの点字ブロックの改良とあるが、どのような改良をしたのか。

事務局：ここには、もともと歩道上に縦断的に点字シートが設置されていたが、道路から施設までの間には設置されていなかった。この場所は大津市民会館であるが、道路から施設に入っていくまでの間(赤の点線で囲んでいる部分)について、新たに設置したものである。

委員：バリアフリーチェックのやり方について、我々障害者団体も協力しなければいけないことが多いのではないかと思う。車いす探検隊とか、こういうバリアフリーをチェックしているグループがあるので、そのような団体の聞き取りもしていただければありがたい。

事務局：そのようなご意見を聞かせていただきながら区域設定を進めていきたい。

#### 【議題(7)継続したバリアフリー整備に向けた考え方について】

座長：議題(7)につきまして、説明をお願いいたします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長：議題(7)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

委員：12ページの左側の写真、街路樹帯の撤去による歩道拡幅について、道路においてこれまで街路樹による歩車分離するため、積極的に街路樹を設置してきた経過があると思う。ただし、街路樹により、例えば、車いすの方の通行に不自由を感じるような歩道については、地域のご同意も要るが、街路樹帯の撤去による歩道の改良を進めてい

くほうがいいかと思う。

座長 :写真では奥の方は街路樹が残っているように見える。

事務局:現地につきましては、通学路に指定されている路線になっており、年次的に整備を進めており、写真は令和5年度の実施分である。年次的に順次整備を進めているところである。

**【議題(8)バリアフリーに関する理解の増進と定着の考え方について】**

座長 :議題(8)につきまして、説明をお願いいたします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 :議題(8)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

委員 :13ページの右にバリアフリー教室ということが書かれているが、健康保険部でも、介護人材の確保対策を目的に中学校に対して出前講座をやっているが、何年か前に中学校の家庭科の学習指導要領の中で、高齢者や介護について理解するということが位置づけられた。それを機に、介護職の方が中学校に赴き、高齢者の疑似体験や、あるいは車いすを利用してスロープを経験していただくような事業もやっている。目的というところは違うかもしれないが、共通するようなことはあるかと思う。

座長 :ぜひ同じ市の中で、いろいろな部署と連携を取り、一緒にできることは一緒にやる、その様に進めていただけるといいかと思う。

委員 :心のバリアフリー教室で、国土交通省の北信越の事例を出していただいているが、近畿運輸局でもこのような取組を実施している。バリアフリーに関しては自分もバリアを感じたことがあるので、心のバリアフリーはすごく大事だなと思っている。近年、バスの減便とか廃止が進んでおり、原因の一端として、バスの運転士のなり手がいないところがある。なり手がいない理由の1つとして、最近過剰なサービスを求められる方が多いと感じている。バスの運転手さん一人で安全・安心な運行を日々している中、バスの運転手に対して過剰な要求をし、またその要求が叶わないことに対し、苦情を申し出てこられる方が過去に比べて増えているように思っている。そういった

ことを日々受けると、頑張っているのにこれ以上続けられないこともあるかもしれない。例えばバスの車内放送でも言っている「バスが止まってから動いてください」ということでも、早く降りないとほかの人に迷惑という思いからもあるのでしょうか、歩かれる方がおられて、車内事故で怪我される。そうなった場合、バスの運転手に道路交通法の処罰が科せられるというところもあって、バスの運転を続けたいのにできないという方もいる。当然そういったことがあれば、運転手だけでなく、事業者に対しても指導することになる。利用する側もバスの運転手さんも、一市民であり、一住民であるので、そういった理解のもと、利用してほしい。

座長 : そのような考え方を浸透させることも心のバリアフリーに入るように感じる。啓発活動や広報活動も進めてほしい。今、事例として挙げているが、計画を作る段階では大津市として実施することなど、具体的な項目を最後にするということがか。

事務局: そのように考えている。各施設設置管理者や、各団体がやっている事業について、調査・整理し特定事業の設定が可能か検討していく。事務局としてもバリアフリーマップの作成などを検討しており、そのような事業を通して心のバリアフリーにつなげていきたいと思っている。

座長 : 新しくという事業も、既に実施している事業も、両方進めていただければと思う。

#### 【議題(9)今後のスケジュールについて】

座長 : 議題(9)につきまして、説明をお願いいたします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 : 今後こういうスケジュールを進めることをご了承いただければと思う。

#### 4 その他

座長 : その他ということで、他に委員から何かあるか。

委員 : 今日は視覚障害者の会長が欠席しているので、今回の資料と説明をしておいてほしい。

事務局: 今日の内容をお伝えする。

座長 : 欠席している老人クラブの委員にも説明しておいてほしい。

事務局:しっかりとお伝えしていく。

座長 :ほかにないようなので、本日の議事はこれで終了とする。

5 閉会

以上